

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」のご案内

戦後70年にあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に第十回特別弔慰金（記名国債）を支給することになりました。

●支給対象者 平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。
※下の1～4の戦没者等の死亡当時のご遺族で、先順位の方お一人が支給対象者

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

●支給内容 額面 25万円、5年償還の記名国債 ●請求期間 平成30年4月2日まで
（請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けとることができなくなりますので、ご注意ください。）

【請求先・お問い合わせ】 市民保健部市民生活課 電話：0980-82-1253

税の滞納一掃キャンペーン

八重山地区個人住民税徴収対策協議会及び八重山地区税務協議会から、税の滞納一掃キャンペーンについてお知らせいたします。税金は、私たちが豊かで住みよい暮らしを実現するために、重要な役割を持っています。社会福祉、ごみ処理、教育、道路整備など、様々な行政サービス向上のため非常に大切な財源です。そのため本協議会では、国税、県税、市町村税を合わせた「税の滞納一掃キャンペーン」を10月1日から12月31日までの間実施しています。

●差押え等の滞納処分を強化します

国、県、八重山地域の3市町、納期限までに納付している方と一部の滞納者との間に不公平が生じないように、納期限を過ぎてもなお滞納している者に対し、この期間に差押等の滞納処分を強化し、八重山地域の税の滞納の一掃に集中的に取り組み、徴収率の向上を目指し、税収の確保に努めます。今後とも各種税金について、納期限内の納付を遵守していただきますようご協力願います。

【お問い合わせ先】

	行政機関名	連絡先
国 税	石垣税務署	0980-82-3074
県 税	沖縄県八重山事務所 県税課	0980-82-3045
市 税	石垣市役所納税課	0980-87-9041
町 税	竹富町役場税務課	0980-82-6191
	与那国町役場税務班	0980-87-3571

●困ったら一人で悩まず行政相談 行政相談週間 10月19日～10月25日

「行政相談」は市役所の仕事に関する苦情や要望等をお受けして、その解決を促進するとともに、皆さんの声を行政運営に役立てるものです。総務省ではこの制度を広く国民の皆様に利用して頂くため毎年10月に行政相談週間を実施しています。

このような場合にご相談を・・・

役所の仕事の他、県や国から委託された業務、国からの補助を受けて行っている仕事などについて

- 説明に納得できない
- どこに相談していいのかわからない
- このようにしてほしい
- 処理が遅い
- 直接は苦情を申し出にくい

石垣市では総務大臣から行政相談委員に委嘱された金城さん、高嶺さんが皆様の相談に応じます。

毎月第1水曜日（会場：市役所3階市民相談室）

【お問い合わせ】

石垣市企画部企画政策課 電話：0980-82-1350



高嶺 幸子 氏



金城 文雄 氏

新川地区のあらかわ百歳会でいきいき百歳体操スタート

これまでの介護予防では、要介護予備軍の方を対象に身体機能の向上に重点をおいて要介護状態にならないように取り組んできましたが、今年4月の介護保険制度の改正で、介護予防の視点が変わり、すべての高齢者が社会参加し自分たちの思いを実現するつどいの場や居場所をつくり、互いに支え合うことが介護予防につながるという考え方となりました。今年度、登野城地区「あざに会」で住民主体の介護予防活動がはじまり、次いで新川地区でも9月からスタートしました。活動の名前は「あらかわ百歳会」で、活動にあたっては、自主グループの中から、会長・世話役を決め、週1回のペースで現在は会長宅に約15名集まり「いきいき百歳体操」を実施しています。今後大浜地区でも住民主体の介護予防活動が予定されています。身近に立ち寄れる場、通える場があることで、地域での人間関係が切れないようにし、地域のつながりや住民の力を大切にした介護予防の取り組み、地域づくりにより住民主体の介護予防を推進していきます。

